

奈良市立都祁小学校 いじめ防止基本方針 [令和3年4月1日改訂]

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について ー平成25年6月28日制定「いじめ防止対策推進法」第2条よりー

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する理解について

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることを留意する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」として囃し立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの認知についての考え方について

いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、以下の点にも注意を払い、認知していくことが必要とされる。

- いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

- 教育目標『自ら学ぶ意欲と豊かな心もち、未来を切り拓くたくましく生きる子どもの育成』
- 子ども支援会議の実施
→毎月、月初めに低・高学年部会に分かれて情報交換を行う。内容については、職員会議や職員研修で毎月報告する。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

- 道徳教育・人権教育の推進
 - ・ 「きみがいちばんひかるとき」「なかまとともに」「私たちの道徳」の活用
 - ・ 情報モラル教育の推進
- 学校生活のルールを守る
 - ・ 「都祁小学校の約束」の保護者配布、教室掲示
 - ・ 学校生活3つの約束
 - 大きな声であいさつしよう
 - 勉強や仕事をがんばろう
 - なかまの輪を広げよう
- 縦割り班活動による異学年交流
 - ・ 通学班での登下校
 - ・ 班活動（遠足・班遊び）
 - ・ 清掃活動

(2) いじめの早期発見について

＜アンケートと教育相談＞

- いじめに関するアンケートや教育相談の実施
 - ・ 各学期に1回実施。（1，2年生は担任による聞き取り）
- ＜教職員の細やかな目配りや日常の教育相談＞
- 子ども支援会議の実施
 - ・ 毎月、月初めに低・高学年部会に分かれて情報交換を行う。内容については、職員会議や職員研修で毎月報告をする。

(3) 迅速な対応について

- 学校はいじめを受けた児童生徒からの訴えがあった場合、直ちに児童生徒の安全を確保し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対し、徹底して守り抜くという意思を伝える。
- 教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報共有し、組織的な対応を行う。
- いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- いじめに当たると判断した場合であっても、いじめには様々な態様があることから、いじめ行為をめぐる状況等を考慮した上で適切な指導を行うべきものであり、常に全てに対して厳しい指導を要するとは限らない。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、教職員、児童生徒、保護者、地域に周知し、理解を深めておく。

(4) 特に配慮が必要な児童生徒への対応について

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒
- 言語や宗教等の文化的な背景をもつ児童生徒
- 性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童生徒

上記の児童生徒を含め、学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

(5) 教職員の資質向上について

- いじめの問題に対し、正しい共通認識及び適切な対処を行うため、いじめの問題への対処の在り方について、教職員間の共通理解を深め、いじめ事象を見過ごすことのないように努める。
- いじめ問題の解決には一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから、研修等を通じて資質向上を図る。
- 心理や福祉の専門家を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上を図ることや、福祉に繋ぐ知識を得るための校内研修等を充実させる。

(6) 家庭、地域との連携について

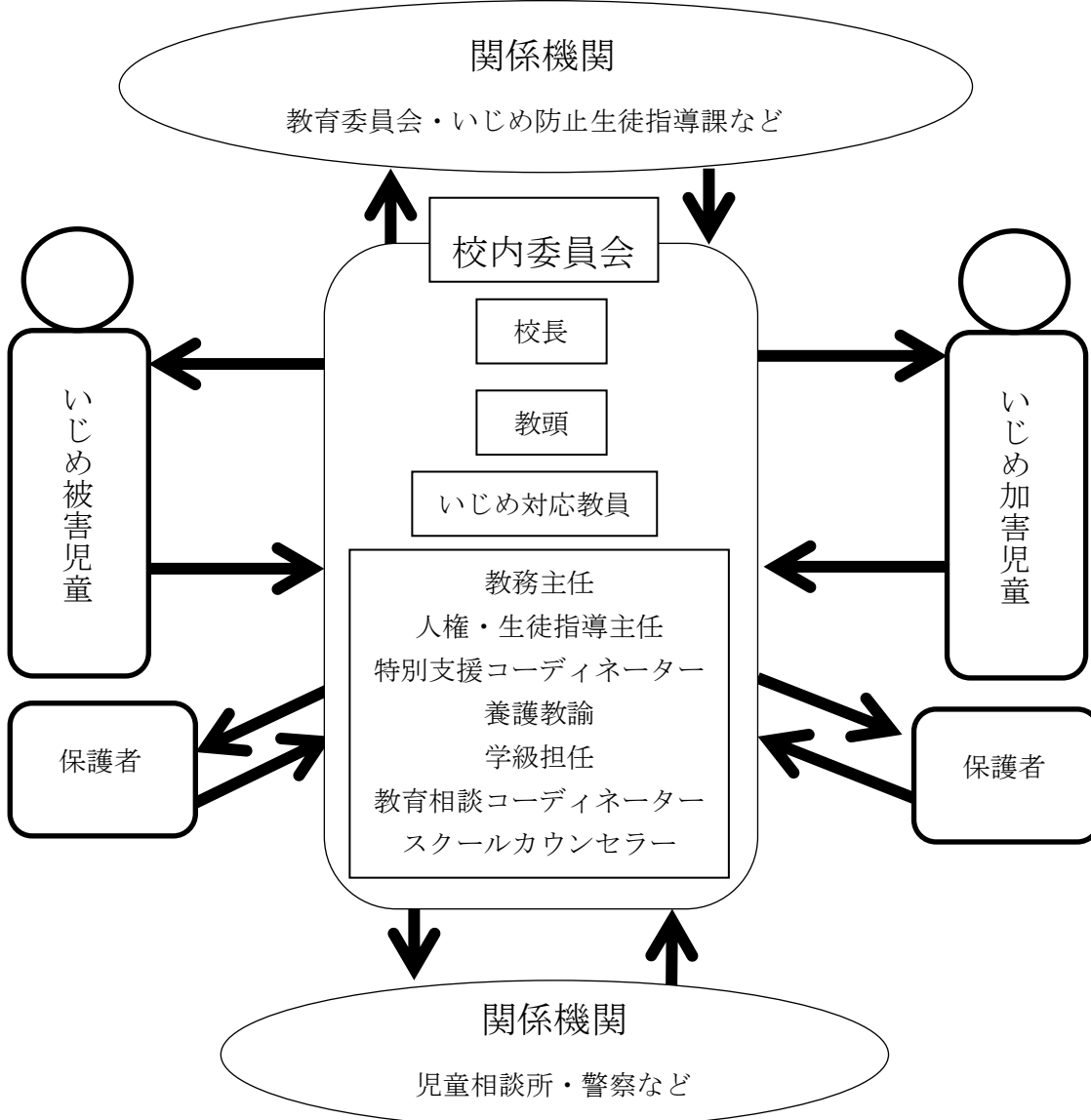
- 法第9条には、保護者は保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導を行うよう努めるものとされるとともに、いじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされている。学校は、保護者組織や地域に対し、いじめ防止の啓発を行い、家庭や地域とともにいじめ防止の取組みを行う。
- 保護者は、家庭において、他者を思いやる心や善悪の判断を育むように努め、いじめを許さない心と態度を育てる。
- 学校が中心となり、保護者組織や地域の関係団体等と、いじめの問題について協議し、連携した対策を推進する。また、協働するための体制を構築する。
- 多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 「地域の子どもは地域の垣根で守る」という意識のもと、学校と地域の関係団体や保護者組織が連携して、いじめを社会全体でなくすように努める。

(7) 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止について

- 誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うことができるように指導を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の症状や感染状況、感染防止対策等について常に正確な情報を教職員間で共有し、正しい対応ができるように努める。

(4) 組織及び体制について

都祁小学校 いじめ対策校内委員会 組織表



- 校内ケース会議(いじめに関する事象が発生した場合)
 - ・ いじめに関する事象の報告と対応を検討する。
- いじめが起こった場合の迅速な教育委員会への報告
- いじめ防止生徒指導課との連携(相談・助言)
- 指導主事や学校支援コーディネーターによる学校訪問・指導助言
- 県子ども家庭相談センターとの連携
- 市子育て相談課との連携
- 学校長が通報を必要と判断したいじめの問題に関する警察への相談・報告
- 職員研修(配慮を要する児童について)
- 情報モラル研修
- 針・吐山派出所との連携

- 登下校見守り活動(つげの子見守り会)
 - ・ 毎月2日・17日の登校見守り活動
 - ・ 毎週月・金曜日の低学年下校、見守り活動
- 主任児童委員・民生児童委員との連携
- 都祁中学校区少年指導協議会
- 都祁地区防犯防災協議会

3 重大事態への対処

(1) 重大事態について (重大事態とは)

① 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合

(法第28条第1項第2号に係る事態)

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

② 「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処の方法について

学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告する。

(3) 調査結果の提供及び報告について

① 調査結果の提供

- 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。
- 通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。
- 情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

② 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記①の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、当該の児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。